平成２５年１月４日

市民の皆様へ

碧南市福祉こども部こども課

３人乗り自転車の貸出申込みについて

碧南市では３人乗り自転車の無料貸出しを行っています。
平成２５年度の貸出しについて、下記のとおりご案内します。

記

１　目的

本事業は、３人乗り自転車を無料で貸し出すことにより、保護者の皆様の経済的な負担の軽減及び３人乗り自転車の普及促進を図ることを目的としています。

２　対象

市内に住所を有し、１歳から５歳までの幼児が２人以上いる世帯の当該幼児の保護者で、幼稚園・保育園の送迎等で３人乗り自転車を常時利用する方です。

平成２４年９月３０日以前に生まれた方は申込みできます。ただし、実際の貸出しは１歳を過ぎてからになります。

また、自転車の構造上、リヤ用チャイルドシートへの乗車は２歳～５歳（体重２０㎏までを目安）・フロント用チャイルドシートへの乗車は１歳～３歳（体重１５㎏までを目安）となっており、運転者の適正身長は１５７㎝以上となっています。

抽選で貸出順を決定します。この貸出順は平成２６年３月３１日まで有効です。貸出中の方から自転車の返却があったその都度、貸出しを行います。

３　貸出台数　　３０台（継続貸出しを含む）

４　自転車の貸出期間

３人乗り自転車の貸出期間は、原則1年間（４月１日から３月３１日まで）とします。ただし、年度途中に貸出しを行ったときは、貸出しの日からその年度の３月３１日までとします。また、年度途中に６歳の誕生日を迎える児童がいる場合は６歳の誕生日の前日までの貸出しとなります。

なお、次年度も継続して貸出しを希望するときは、継続申請が必要です。次年度以降の選考は、継続申請を優先とします。ただし、当初申請とは異なる児童での継続申請はできません。

５　自転車の貸出申込みについて

（１）申込期間　平成２５年１月４日㈮から平成２５年１月１６日㈬まで

（２）申込書類　「碧南市３人乗り自転車貸出申込書兼誓約書」に必要事項を記入・押印し、申し込んでください。委任状も併せて提出してください。
申請書類は各幼稚園・保育園、市役所こども課に置いてあります。また、こども課ホームページからダウンロードもできます。

（３）申込受付　市役所こども課、お子さんが在園している幼稚園・保育園

（４）そ の 他　受付の際、利用頻度等のききとりをさせていただきます。幼稚園・保育園への入園等平成２５年４月からの状況で申請してください。

６　自転車貸出順の抽選及び結果について

抽選日：平成２５年１月２５日㈮１０時　市役所会議室１（受付９時４０分から１０時）
抽選結果（貸出順）は、平成２５年１月３０日頃ご自宅へ郵送します。

７　自転車の貸出しについて

自転車の貸出しが可能になった時点で、電話でご連絡します。

８　自転車利用についての注意事項

（１）自転車利用の前に、必ず取扱説明書をお読みください。

（裏面へ）

（２） 初めて３人乗り自転車に乗るときは、安全な広い場所で十分に練習してからお乗りください。
（３） お子さんを自転車に乗せるときは、必ずヘルメットを着用させてください。ヘルメットは市から支給しませんので、各自ご用意ください。
（４） 携帯電話を使用しながらの運転や傘さし運転はたいへん危険ですので行わないでください。
（５） 自転車は屋根のある場所で駐輪する等、大切に取り扱ってください。

９　自転車の点検について
（１） ＴＳマーク（自転車安全整備店で自転車安全整備士による自転車の点検・整備を受けたときに貼付されるマーク）の有効期間は１年です。市から点検のお知らせをご自宅に郵送しますので、有効期間の満了する自転車は指定自転車店で定期点検を行ってください。点検費用は市が負担します。なお、点検に伴う修理費用は利用者の負担となります。ただし、明らかに利用者の過失であるときを除き、摩耗による消耗品（タイヤ、チューブ、サドル、グリップ）は市が負担します。点検・整備を受けた後、「碧南市３人乗り自転車点検整備カード 第２種(赤色)〔碧南市用〕」を市（こども課）へ提出してください。
（２） 自転車返却時にも（１）と同様の点検・整備を受け、「碧南市３人乗り自転車点検整備カード 第２種(赤色)〔碧南市用〕」を市（こども課）へ提出してください。返却時はＴＳマークの有効期間に関わらず、点検・整備を受けていただきます。
（３） 定期点検から返却までの間が１ヶ月以内のときは、定期点検を省略します。
（４） タイヤやブレーキなど、自転車乗車前の日常点検を心掛けてください。

１０　自転車の修理について
（１） パンク等の修理については利用者の負担になります。指定自転車店で修理を行ってください。
（２） 自転車が使用できないほどの損傷があるときは、市（こども課）へ報告してください。

１１　自転車貸出中の事故について
（１） 自転車の貸出中に起きた事故については、利用者の責任において処理してください。市は一切の責任を負いません。
（２） 自転車の貸出中に起きた事故については、事故の程度に関わらず、市（こども課）へ報告してください。

１２　自転車の盗難について
（１） 自転車は必ず施錠して、盗難防止につとめてください。
（２） 自転車が盗難にあったときは、速やかに警察へ届け出るとともに、市（こども課）へ報告してください。この場合、代替の自転車はありませんので、その時点で貸出しは終了となります。

１３　点検・整備指定自転車店

店　　　名	住　　　　所	電　話	定休日	出張
オクヤサイクル	新川町２丁目１８番地	４２－４８８５	火	○
レジャーショップ松ツノ	山神町２丁目２５番地	４１－０２０８	日	○
新栄舎	鶴見町６丁目１番地	４１－２１８４	火	○
サイクルセンターカトウ中央店	植出町３丁目５５番地	４８－０５０８	火・第３水	○
サイクルセンターカトウ本店	善明町３丁目８番地	４１－０５９３	火・第３水	○
マル杉商会	大浜上町４丁目５３番地	４１－１９０５	日	○
石川サイクル	源氏町４丁目４６番地	４１－５０４８	火	×

１４　主な修理費用
○ パンク修理　税込１，５００円
○ 出張料 （市内）税込５００円 （市外）税込１，０００円

連絡先　碧南市福祉こども部こども課育成支援係　☎４１－３３１１（内線４６２）